

(様式第1号)

介護支援専門員登録申請書 兼 介護支援専門員証交付申請書

(宛先) 埼玉県知事
以下のとおり申請します。

※太枠内の項目を記入してください。日付はすべて西暦で記入してください。

Application form with fields for date, type of application, name, address, contact info, and attachments. Includes a photo specification box and a disclaimer about resident registration codes.

※ 実務研修の修了日から3か月を経過した場合は登録申請できません。

※住所は住民票に記載されている内容で記入し、漢字にフリガナをつけてください。

※本申請書に記載された事項は、介護保険制度の適正な実施を図るためにのみ使用します。なお、必要があるときは、記載された事項を他の行政機関又は指定研修実施機関に対し、提示することがあります。

※この申請書により介護支援専門員証の交付をあわせて申請する場合、様式第6号(介護支援専門員証交付申請書)の提出は不要です。

Footer section with fields for registration number, date, and completion date, along with a 'web-pdf' label.

【参考】（本紙は申請書とあわせて提出する必要はありません）

介護保険法（平成18年4月1日施行／抜粋）

（介護支援専門員の登録）

第 69 条の 2 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- (1) 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - (3) この法律その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - (4) 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
  - (5) 第 69 条の 38 第 3 項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第 69 条の 6 第 1 号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
  - (6) 第 69 条の 39 の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
  - (7) 第 69 条の 39 の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であつて、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの
- 2 前項の登録は、都道府県知事が、介護支援専門員資格登録簿に氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を登載してするものとする。

（介護支援専門員の義務）

第 69 条の 34 介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスが特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

2 介護支援専門員は、厚生労働省令で定める基準に従つて、介護支援専門員の業務を行わなければならない。

（名義貸しの禁止等）

第 69 条の 35 介護支援専門員は、介護支援専門員証を不正に使用し、又はその名義を他人に介護支援専門員の業務のため使用させてはならない。

（信用失墜行為の禁止）

第 69 条の 36 介護支援専門員は、介護支援専門員の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

（秘密保持義務）

第 69 条の 37 介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。介護支援専門員でなくなった後においても、同様とする。